"経理のプロ"になるための
「法人税」マスター講座⑦

交際費等の取扱い

"経理のプロ"になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井満広

「交際費等」とは、法人税法では、交際費、接待費、機密費その他の費用とされています。

具体的には「得意先や仕入先等の取引先や会社の役員、従業員、株主等」に対して「接待や慰安のために支出する費用」です。

ただし、次のような費用は交際費等から除かれます。

(1) 1人当たり5,000円以下の飲食費等

取引先等への接待でも、1人当たりの金額が5,000円以下の飲食費等は交際費等から除外します（全額が損金算入）。ただし、役員や従業員のみで行なう社内飲食費は対象となりません（後述の「福利厚生費」や「会議費」を参照）。この取扱いの適用を受けるためには、次の事項を記載した書類を保存する必要があります。

① 飲食等を行なった年月日
② 飲食等に参加した人の氏名や社名等
③ 飲食等に参加した人数
④ 飲食等を行なった店舗の名称や住所
⑤ 飲食等の費用であることを明らかにする事項

作業現場等に差入れをしたときの「お弁当代」や、飲食店での食事後に持ち帰る「お土産代」は飲食費等となりますが、お歳暮等の贈答は5,000円以下の食品であっても飲食費等ではなく交際費等となります。

(2) 福利厚生費

社内だけで行なう新年会や忘年会等のレクリエーション費用は、社会通念上一般的な金額であれば（1人当たり5,000円超でも）交際費等ではなく福利厚生費となります。

また、従業員やその親族等に対して、社内規定に基づいて支給する結婚祝や香典等は、基本的に福利厚生費となります（一方で、得意先や仕入先等に支給する結婚祝や香典等は、原則、交際費等となります）。

なお、従業員等の慰安目的で行なう社員旅行は福利厚生費となりますが、社員旅行であっても「期間が4泊5日を超える」「参加割合が50％未満」等の場合は従業員等に対する給与となります。

(3) 会議費

得意先や仕入先等との飲食等であっても、会議を行なう場所で「通常供与される昼食の程度を超えない」費用であれば、交際費等ではなく会議費となります。

会議といっても必ずしも会議室で行なう必要はなく、社外の食堂やレストランで商談や打合せ等を行なう場合も会議費となります。

「通常供与される昼食の程度」に明確な基準はありませんが、ビール1～2杯程度が目安となっています。

なお、会議費に該当すれば1人当たり5,000円を超えても交際費等から除かれます。

ただし、会議を終えた後に場所を変えて行なう懇親会費等は会議費となりません。

(4) 給与等

従業員等に対して接待費や交際費等の名目で支給した金銭であっても、法人の業務目的で使用したことが明らかでない場合は、従業員等に対する給与（経済的利益の供与）となります。

また、従業員等に対して昼食代等を常時支給する、自社製品を原価以下で販売する、といった場合も、一定の金額は給与として取り扱われます。

たとえば、社長がプライベートでプレーしたゴルフ場の利用代金や営業部長に精算不要で毎月支給している「渡切交際費」は、交際費等ではなく給与となります。

給与に該当した場合は、原則として所得税を徴収する必要があります。また、その給与が役員給与の場合（定期同額給与に該当しないもの）は、損金の額にも算入できません。

(5) 広告宣伝費

多くの人に対して、宣伝目的で配る物品の購入費用等は交際費等ではなく広告宣伝費となります。年末年始に取引先の挨拶回りで配る社名入りのカレンダーやタオル等が該当します。

また、小売業者が一般消費者向けに配る景品やメーカーが一般の工場見学者に試食させる費用等も広告宣伝費となります。

ただし、謝礼として得意先にお歳暮を贈る、優待として株主に商品券を配る等の費用は交際費等となります。

(6) 売上割戻し

売上割戻しとは、得意先の販売実績に応じて、一定割合を払い戻すことをいいます（「リベート」とも呼ばれます）。売上割戻しは、金銭で支払う場合や3,000円以下の少額物品（ビール券等）で渡す場合は原則、交際費等となりません。ただし、金銭の交付等の代わりに、得意先の役員や従業員を旅行やスポーツ観戦等に招待した場合は交際費等となります。

(7) 寄附金

事業に直接関係ない人や会社に対して、見返りを求めずに金銭や物品を贈った場合（反対給付のない一方的な行為）は、原則、交際費等ではなく寄附金となります。たとえば神社への寄贈や政治団体に対する献金等が該当します。

なお、寄附金の損金算入については別段の取扱いがあります。

(8) 使途不明金と使途秘匿金

交際費等として支出した金銭のうち、お金の使いみち（使途・費途）が明らかでない場合は、使途不明金（または費途不明金）として、全額が損金不算入となります。さらに、その金額が使途秘匿金に該当する場合（相手方の氏名も明かさない等）は、支出額の40％の法人税が別途課せられます。税務調査で使途秘匿金を指摘されると、地方税や加算税を含めた追徴税額は使途秘匿金とほぼ同額となる場合もあります。

損金不算入額の計算

交際費等は冗費を節約（会社にムダ遣いをさせない）する目的で原則、損金不算入とされていますが、一定の場合は以下の金額を損金算入できます（**図表**参照）。

(1) 接待飲食費の50％損金算入制度

平成26年4月1日以後に開始する事業年度で支出する交際費等のうち、接待目的で行なった飲食費（接待飲食費といいます）は50％相当額まで損金に算入できます。

接待飲食費には、自社の役員や従業員だけで行なう飲食費（社内飲食費。原則、福利厚生費）、飲食とは別に行なうゴルフプレー代や食品の贈答費用（接待飲食費以外の交際費等）、1人当たり5,000円以下の飲食費等（全額が損金算入）等は含まれません。

なお、この規定は資本金の額にかかわらずすべての法人が適用できます。

(2) 定額控除限度額制度

期末資本金の額（または出資金の額）が1億円以下の一定の法人は、(1)の規定に代えて、支出した交際費等の金額のうち定額控除限度額までの金額（800万円×事業年度の月数／12）を損金算入できます。

接待飲食費の額が1,600万円以下の場合は、定額控除限度額制度を適用するほうが有利となります。

図表　交際費等の損金算入額のイメージ

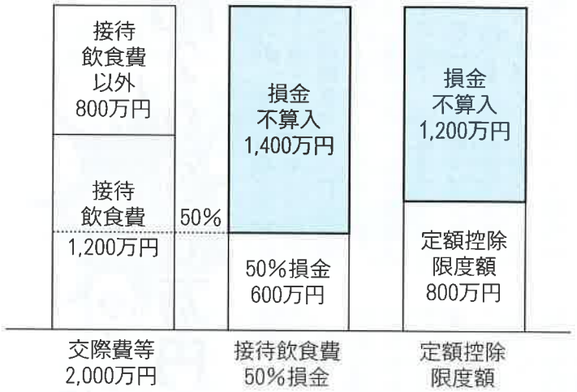

ひらい　みつひろ　平井会計事務所代表。「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。

日本実業出版社発行『企業実務』2018年12月号より転載。記事内容は、2019年8月1日時点での法令に基づき、校閲・修正をしております。